申請において「相対値基準・原則」のＰＳＴ基準を適用する場合は、このチェック表を記載し、提出してください。※適用しない基準のチェック表（第１表）は記載及び提出する必要はありません。

初回申請は２事業年度

認定基準等チェック表　（第１表　相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人かわさきし	実績判定期間	令和４年４月１日～令和６年３月 31 日

１　経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において５分の１（20%）以上であること。	チェック欄
	○

各欄が活動計算書の金額と一致するように作成

全て２事業年度の合計額を記載

			実績判定期間
経常収入金額（㋓の金額）		①	25,990,255 円
総収入金額		㋐	27,200,000 円
控除金額	国の補助金等の金額（㋝欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㋑	0 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㋒	1,100,000 円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㋓	0 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㋔	0 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓛ欄の「(　)」）	㋕	0 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓘ欄）	㋖	9,895 円
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓔ欄）	㋗	99,850 円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・原則用）Ⓙ欄）	㋘	0 円
差引金額　(㋐－㋑－㋒－㋓－㋔－㋕－㋖－㋗－㋘)		㋓	25,990,255 円 ⇨①へ

補助金等を算入する場合は０円とし、算入しない場合は、補助金等の金額を記載

寄附金等収入金額（㋡の金額）		②	7,472,150 円
受入寄附金総額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓐ欄）		㋙	6,499,895 円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓛ欄）	㋚	2,390,000 円
	寄附者の氏名(法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓘ欄）	㋛	9,895 円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額（付表１（相対値基準・原則用）Ⓔ欄）	㋜	99,850 円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表１（相対値基準・原則用）Ⓙ欄）	㋝	0 円
差引金額　(㋙－㋚－㋛－㋜－㋝)		㋞	4,000,150 円
会費収入（㋞欄と付表２（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㋟	672,000 円
国の補助金等の金額（㋞欄の金額を限度とする。）		㋠	2,800,000 円
合計金額　(㋞＋㋟＋㋠)		㋡	7,472,150 円 ⇨②へ

補助金等を算入する場合は、限度額を記載し、算入しない場合は、０円とする。

基準となる割合　(②÷①)	③	28.75%

20%以上で基準を満たす。

（注意事項）
- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前５年（認定を受けたことのない法人の場合は２年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
  したがって、例えば、３月決算法人が令和６年７月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成 31 年４月１日から令和６年３月 31 日（認定を受けたことのない法人の場合は令和４年４月１日から令和６年３月 31 日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第２表以下についても同様です。）。
- 一者当たり基準限度超過額の合計額（㋚）、寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が１千円未満のものの額（㋖、㋛）、寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（㋜）について確認するため、寄附金額に関する根拠資料の提示を求めることがあります。

「認定基準等チェック表」（第１表　相対値基準・原則用）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
「総収入金額㋐」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 一般的に経常収支に含まれていない「借入金収入」、「引当金戻入益」、「前期繰越収支差額」等については、含まれません。 寄附金はその事業年度に受領したものに限られるため、「未収寄附金」は含まれません。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と、全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㋑」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可。 実績判定期間内を通じて同一の選択をする必要がありますので、一部のみ算入することはできません。	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第１に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	補助金等の交付を受けているが、国の補助金等の金額を算入しない場合に、合計金額を記載します。 国等から直接交付された補助金等に限られます。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㋒」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㋓」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	例えば、介護保険法第 121 条から第 124 条までの規定により、国又は地方公共団体が負担することとされている金額及び国が交付することとされている調整交付金の金額がこれに該当します。
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㋔」欄	総収入金額のうち、販売を目的として保有していた以外のもの（固定資産、保有目的有価証券等として経理されるべきもの）の売却による収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㋕」～「休眠預金等交付金関係助成金㋖」、及び「受入寄附金総額㋗」～「休眠預金等交付金関係助成金㋘」の各欄	「第１表付表１（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㋙」欄	「差引金額㋚」欄と「第１表付表２（相対値基準用）④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㋛」欄 国の補助金等の金額を算入するか否かは法人が選択可	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㋚」欄の金額を限度として記載します。	